

### III 確定給付企業年金制度

#### 1 確定給付企業年金制度の概要

- 確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るために、平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 新たな確定給付型の企業年金として、事業主が運営機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金（厚生年金の代行は行わない）を創設。
- 厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転（代行返上）することが認められた。

#### <制度の枠組み>

- ① 企業年金の新たな形態として、規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）を設ける。
- ② 老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができる
- ③ 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。
- ④ 税制上の措置
  - ・拠出時：事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
  - ・運用時：特別法人税を課税（ただし、平成16年度まで凍結。）
  - ・給付時：年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用（老齢給付）

### <受給権保護のための措置>

- ① 積立義務：将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。
- ② 受託者責任の明確化：企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。
- ③ 情報開示：事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

### <その他>

- ① 厚生年金基金について、代行を行わない新企業年金への移行を認める。代行返上の際には、一定の条件の下に現物による国への資産の返還を認める。
- ② 適格退職年金については、経過措置を講じて、10年以内に企業年金制度等へ円滑に移行できるようにする。

### <見直し規定（確定給付企業年金法附則第6条）>

(検討)

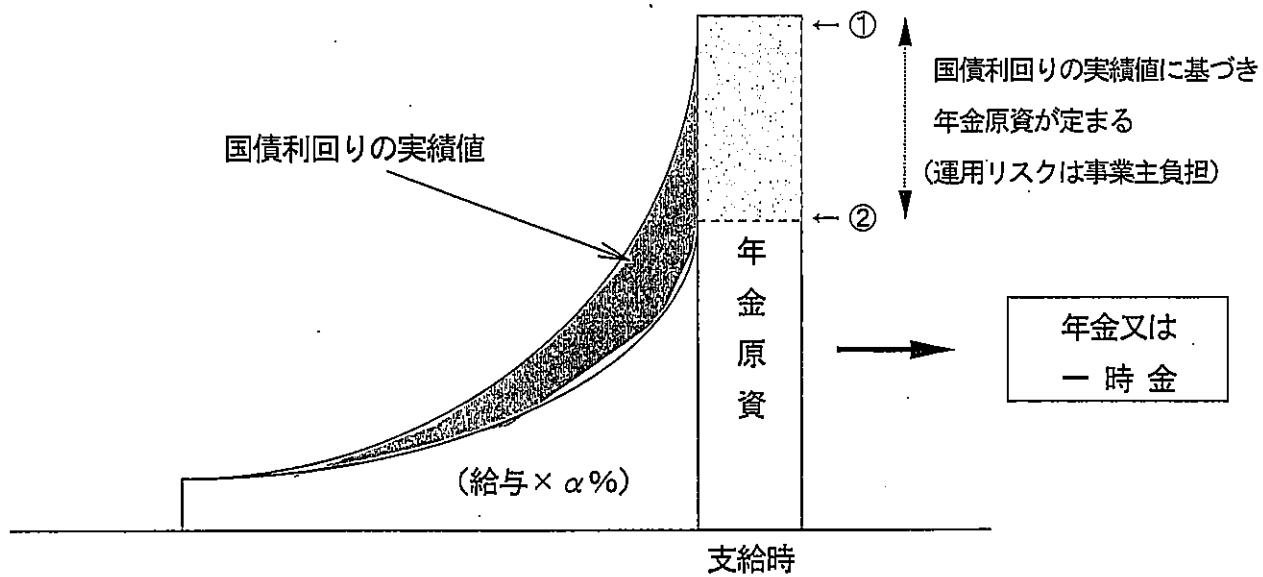
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (参考1) キャッシュバランスプラン

### 1. 概要

- キャッシュバランスプラン（確定給付型の一種）
  - 確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つプラン（ハイブリッド型）で、アメリカで普及しているもの。
- 具体的な仕組み
  - ・ 資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。
  - ・ 給付額は、例えば、各期の給与の何%といった額に客観的な指標に基づく利率で付利したものを支給開始時点まで累積した総額（年金原資）。
  - ・ 客観的な指標には国債利回り等が用いられる。
- 特長（メリット）
  - ・ 事業主にとっては、給付に責任をもちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
  - ・ 加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、客観的指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。

### （イメージ）



※1 国債利回りの実績によって、①から②の間で年金原資が定まる。

※2 従来の給付設計は、

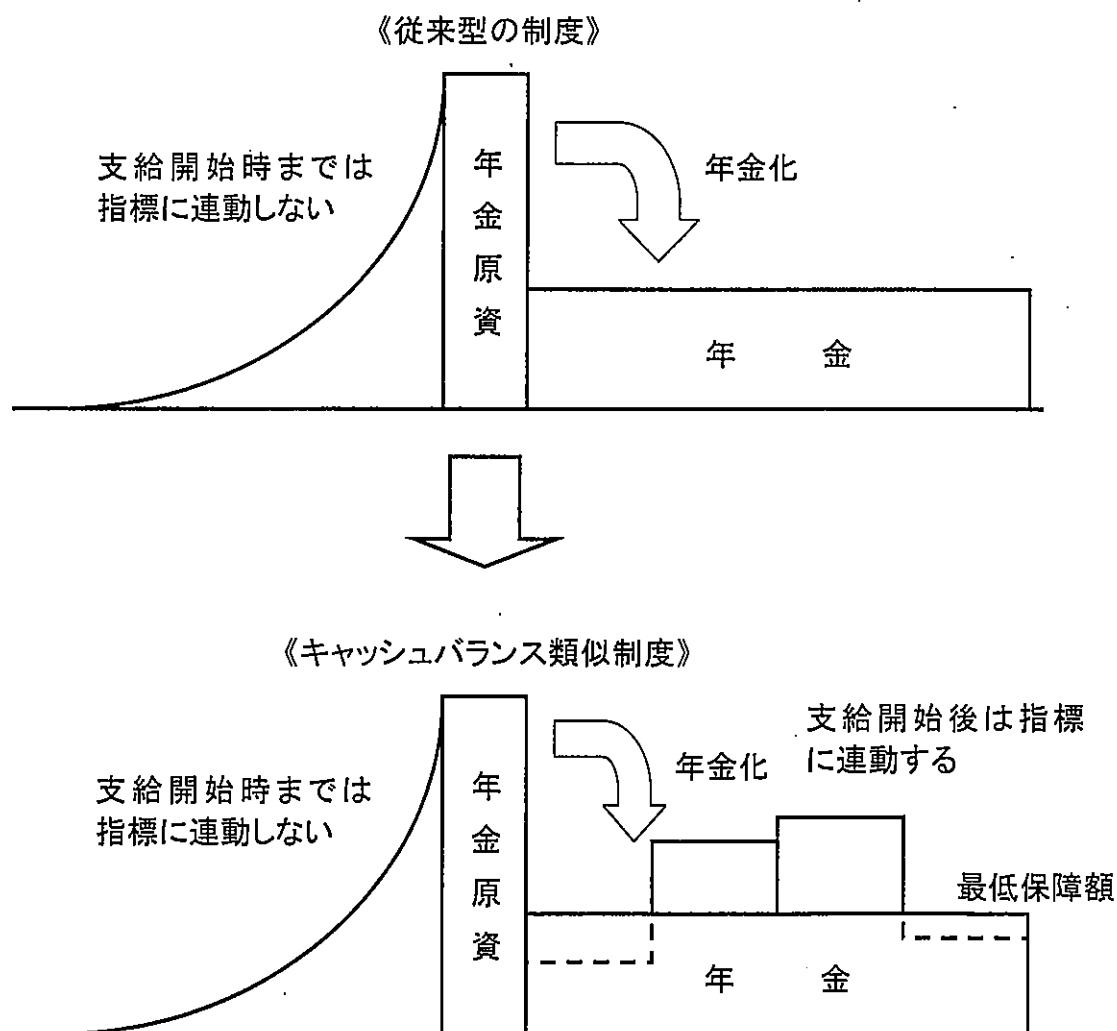
- ・ 加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法や、
- ・ 最終給与に一定又は加入者期間に応じた率を乗じる方法、
- などであり年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

## 2 改善策について

- 厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度において、キャッシュ・バランスプランの導入が円滑に進められるよう、制度の運用において改善策を講じている。

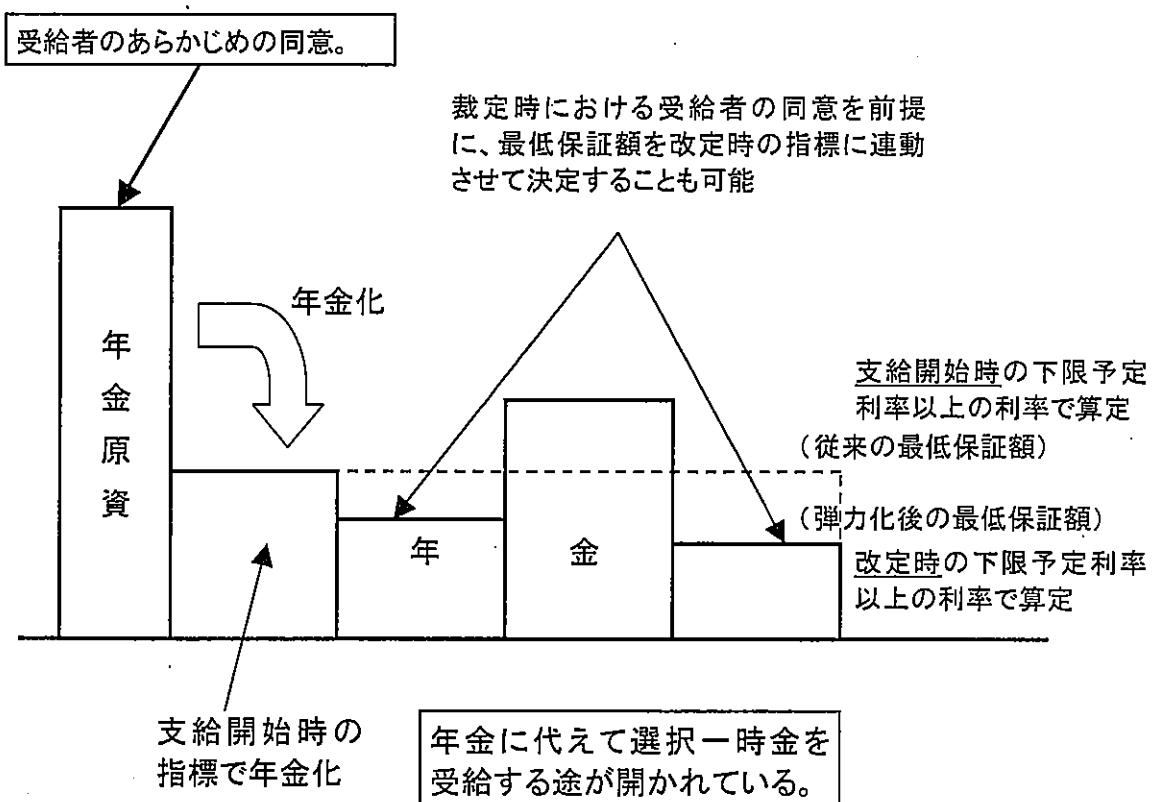
### (1) キャッシュ・バランスプラン類似制度の導入

支給開始時までは指標(国債の利回り等)に連動しない給付設計においても、受給中の年金額を、最低額を保証しつつ、国債の利回り等に連動させて改定できる仕組みを導入。



## (2) 年金換算率の弾力化

受給者について、裁定時に、あらかじめ、将来、毎年又は一定期間ごとに指標(国債の利回り等)に連動して最低保証額の改定が起こり得ることについての同意を得ており、また、年金に代えて選択一時金を受給する途が開かれている等、何らかの配慮がなされている場合には、受給開始後の最低保証額を指標に連動させて改定することが可能。



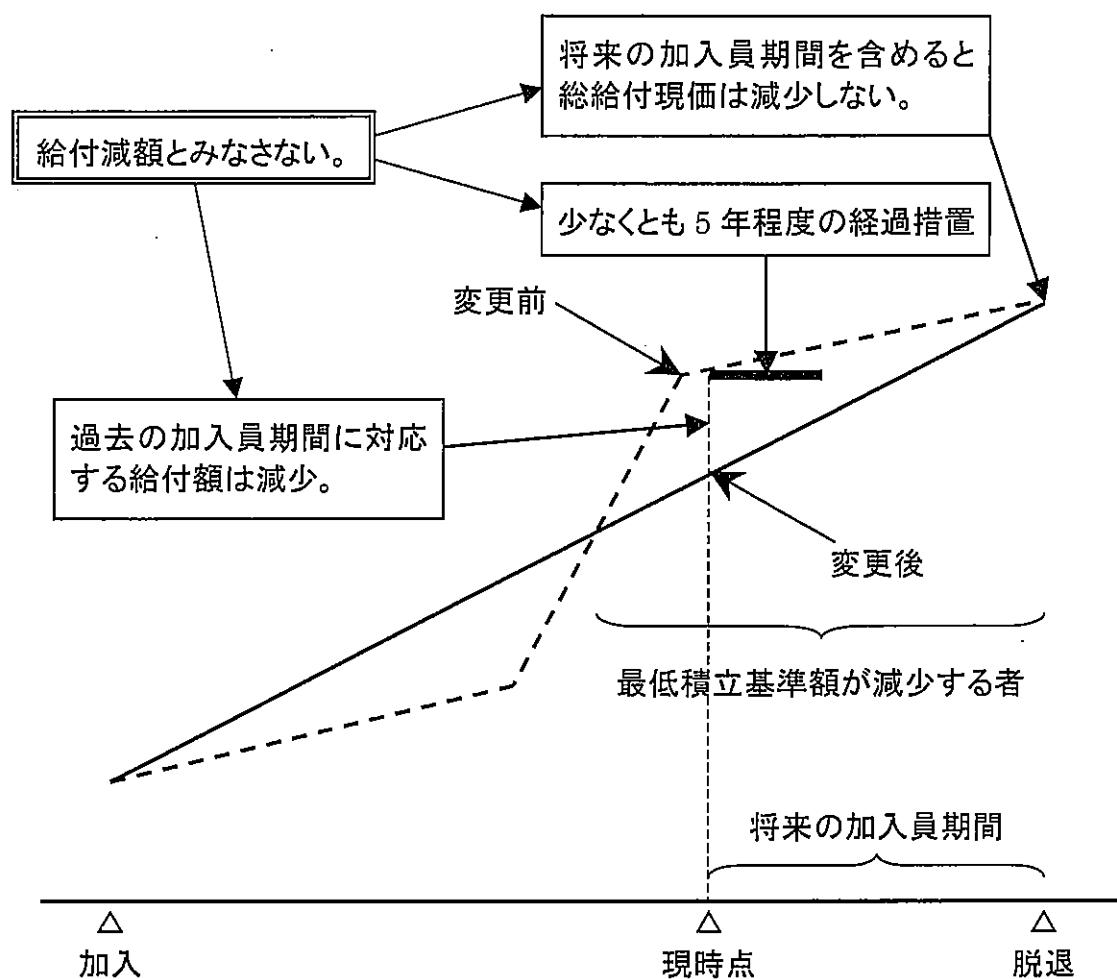
## (3) 指標の多様化

客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを容認。(例、全国の賃金指数、全国の物価指数に係るもの。)

(注) 従来は、定率又は国債の利回り(組み合わせた場合を含む。)のみ。また、給付の額の再評価等に用いる率は、零を下回らないものであることが要件。

#### (4) キャッシュバランスプラン等への給付設計変更時の取扱い

キャッシュバランスプラン等へ加入者の給付設計を変更しようとする場合には、一部の年齢層の者に最低積立基準額の減少等があっても、従前の最低積立基準額を保証する経過措置(5年程度)が設けられており、また、総給付現価が減少していなければ、給付減額とみなさない取扱いとする。

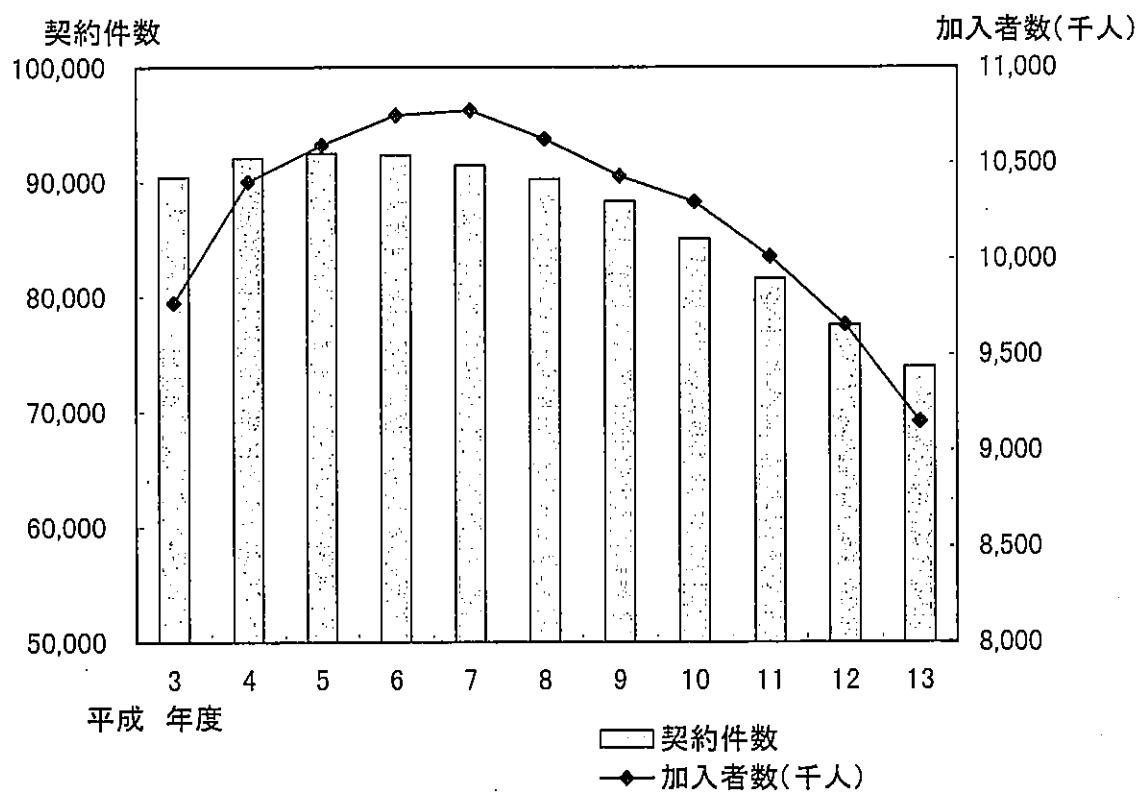


- (注) 1. 「総給付現価」とは、将来の加入員期間を含めて、将来支払われると予測される給付額を、その制度の予定利率に基づき現時点の価格で評価したもの。  
 2. 「最低積立基準額」とは、過去の加入員期間に対応する給付額(最低保全給付)を、リスクフリーレート(20年国債5年平均)に基づき現時点の価格で評価したもの。

## (参考2) 適格退職年金

- 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。
- 平成13年度末現在、契約件数73,913件、加入者数917万人。
- 確定給付企業年金法の施行により、新規の契約は認められず、既存の契約については10年内に他の制度への移行等の対応をとることとなる。

適格退職年金の契約数・加入者数の推移



(参考3) 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の比較

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法（制度創設：昭和41年）	確定給付企業年金法（制度創設：平成14年）	法人税法（制度創設：昭和37年）
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立。	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立。 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける。	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認（平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり。）
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の1割以上の上乗せ給付	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担。加入者掛金は全員負担。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能。
積立基準	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施。 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ。（継続基準 非継続基準）	同左	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施。 積立を行う義務はなし。
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定。	同左	明文規定はない。
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示。	同左	明文規定はない。
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の2.7倍に相当する水準を超える部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）
③給付	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除）	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除） (いずれも本人拠出分を除く)	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除） (いずれも本人拠出分を除く)

## 2 確定給付企業年金制度の現状

### ○ 承認状況（平成15年4月末日現在 44件）

◇ 新規導入 8件

◇ 適格退職年金からの移行 36件

(内訳)

#### ① 形態

・ 規約型 42件

・ 基金型 2件

#### ② 給付

・ キャッシュバランスプラン 18件

・ その他（伝統的な確定給付型） 26件

## ＜備考＞確定給付企業年金法案に対する附帯決議

平成13年5月25日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力するべきである。

- 一 企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、セイフティネットとしての機能をもつ「支払保証制度」について、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き検討を加えること。
- 二 企業年金受給者に対する情報開示について、事業主等に対し、実情を踏まえた適切な指導を行うこと。また、給付額の減額など、受給者にとって不利益な変更が行われる場合の手続について、適切な措置を講ずること。
- 三 受託者責任については、事業主や資産管理運用機関など企業年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するよう努めること。
- 四 適格退職年金から確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、適切な経過措置を講ずること。特に、中小企業については特段の配慮を行うこと。
- 五 転職に伴う年金原資の移管制度（ポータビリティ）について、引き続き検討を加えること。
- 六 厚生年金基金の今後のあり方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。
- 七 厚生年金基金連合会の財政については、引き続きその情報開示を進めるとともにその健全化に努めること。
- 八 年金課税のあり方について、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

## 確定給付企業年金法案に対する附帯決議

平成13年6月7日  
参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。
- 二、企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。
- 三、事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。
- 四、適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。
- 五、中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。
- 六、厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。
- 七、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。
- 八、確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。
- 九、転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。
- 十、年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。

## IV 確定拠出年金制度

### 1 確定拠出年金制度の概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛け金が個人ごとに明確に区分され、掛け金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)
- 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティー)ができる。
- 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

#### <特徴>

- 自己責任(運用方法を各加入者が決める)
- 個人毎に資産管理  
(年金資産が個人毎に管理されるので、各加入者が残高を把握できる。)
- ポータビリティー  
(労働移動が頻繁に行われる業種の人にも年金の確保が可能)
- 企業負担の軽減  
(経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛け金負担の予測が容易)

確定給付型年金・確定拠出型年金の比較表

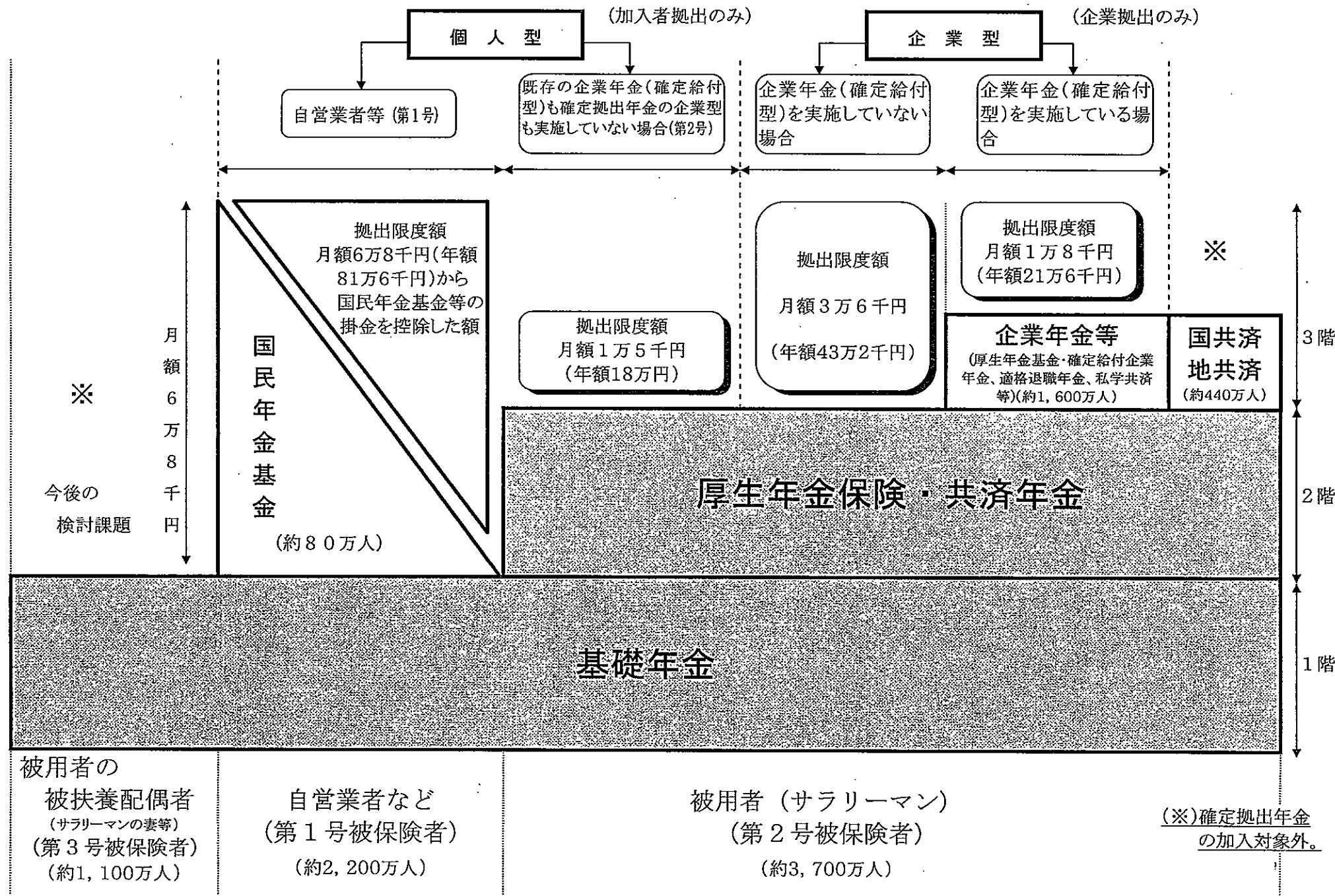
	確定給付型年金	確定拠出型年金
運用の主体	企業などが運用方法を決定	個々の加入者が運用方法を決定
資産の管理	資産を一括して管理	個人ごとに資産を管理
年 金 額	企業などが将来の年金額を約束	企業などは年金額を約束せず、運用収益によって額が決定

#### <見直し規定(確定拠出年金法附則第4条)>

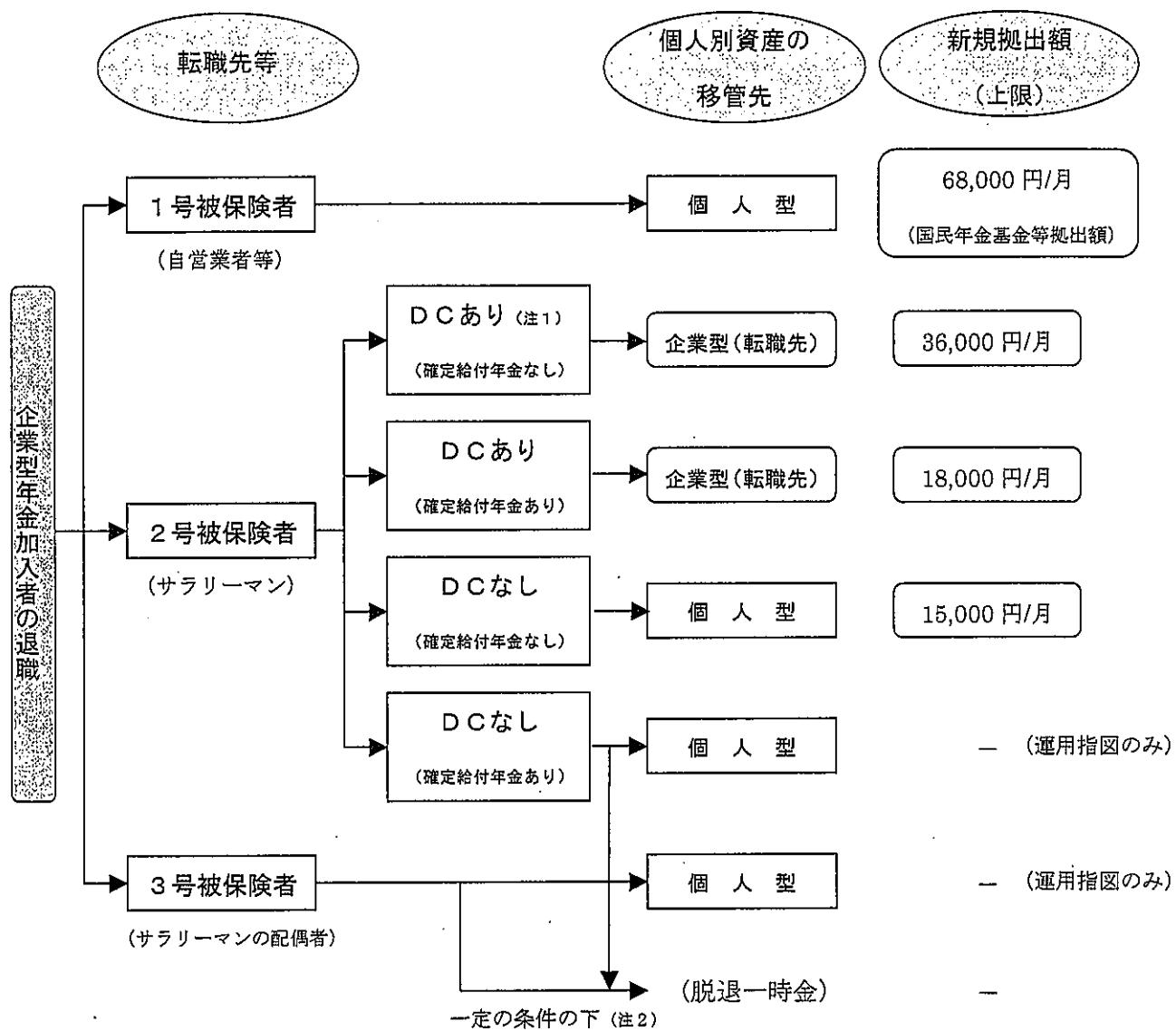
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考1) 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



## (参考2) 確定拠出年金制度のポータビリティー



(注1) ①DC = 確定拠出年金

②確定給付年金（厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、私立学校教職員共済制度等）

(注2) ①60歳未満であること。

②専業主婦や公務員等の個人型年金に加入できない者であること。

③確定拠出年金への加入期間が合計で3年以下であること。 等

### (参考3) 米国の401K制度のマッチング拠出の仕組み

- 従業員が401Kプランに拠出した金額（課税前拠出）に応じて、一定割合を事業主が上乗せ拠出し、従業員拠出と合算した金額の範囲内で課税が繰り延べされる。
- 従業員の課税前拠出については、従業員の指示に従い、事業主が直接401Kプランに拠出する拠出金として、税務上は事業主拠出として扱われている。
- なお、税務上、従業員拠出として扱われるのは、税引き後拠出であり、この拠出金の給付時には課税されず、引き出しも基本的に自由である。このように、課税の取扱いが相違することから、従業員拠出は事業主拠出と勘定を分けて、資産管理を行なっている。